

羽島市会計年度任用職員（就労支援員）募集案内

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されますと、地方公務員の服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1. 募集内容について

(1)申込期間 令和6年3月11日（月）～3月19日（火）

(2)採用予定人数及び職務内容

区分	採用予定 人員	職務内容	週の勤務時間
就労支援員 (月給)	1人	生活困窮者に対するハローワーク等への同行支援及び就労活動に関する助言等の就労支援活動	28時間45分

(3)申込資格

○次に掲げる項目のいずれか（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）に該当する人は申し込みできません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・羽島市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○業務においてハローワークまでの運転が必要となりますので、普通自動車免許の保有を条件とします。

2. 勤務条件について

任用期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
勤務日	週5日（原則 月曜日～金曜日） 祝日及び年末年始は休み
勤務時間	原則 9時30分～16時15分 （休憩時間60分）
勤務場所	市役所 福祉課

給与・手当	月額 156,000 円程度 期末手当、通勤費（費用弁償） 定期昇給なし ※給与及び費用弁償に関する条例・規則等の定めるところにより支給します。
給与支給日	毎月 21 日
休暇	任用期間・勤務時間に応じて年次有給休暇を付与
健康保険	加入（岐阜県市町村職員共済組合）
厚生年金保険	加入（全国健康保険協会）
雇用保険	加入
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度または労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服務・懲戒	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法に規定する服務規程が適用されます。 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限） 地方公務員法に規定する懲戒処分、分限処分の対象となる場合があります。
健康診断	あり
人事評価	あり
その他	<ul style="list-style-type: none"> 採用後 1 か月は条件付採用とし、良好な成績で勤務したときに正式採用となります。 選挙事務への従事をお願いする場合があります。 職員駐車場を使用される場合は、月額 2,000 円が必要です。 庁舎内及び敷地内は全面禁煙です。

3. 応募方法について

(1)書類の提出

申込	申込は福祉課への履歴書の提出をもって受付を行います。
提出方法	<p>【直接持参する場合】 市役所 2 階の健幸福祉部福祉課に提出してください。平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受け付けます。（土・日・祝日は受け付けません。）</p> <p>【郵送する場合】 封筒の表に「<u>会計年度任用職員申込</u>」と朱書きし、健幸福祉部福祉課宛てに郵送してください。令和 6 年 3 月 19 日(火)の当日消印有効とします。 ※提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p>

(2)申し込みから採用までの流れ

	期 間	備 考
① 申し込み	3月11日(月) ～3月19日(火)	履歴書の提出をしてください。
② 書類審査	書類提出後1週間以内	電話にて書類審査結果を通知します。また、面接の希望日をお聞きします。
③ 面接	3月中旬～	面接の日時・場所は電話でご連絡します。
④ 合格発表	3月下旬	合格者に対して、合格の連絡を電話で行います。
⑤ 採用内定	3月下旬	内定通知と採用に必要な書類を個別に送付します。
⑥ 必要書類の提出	3月下旬	期日までに書類を提出していただきます。
⑦ 採用		勤務初日に勤務条件通知書を交付します。

5. 問い合わせ先

〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地
羽島市役所 健幸福祉部福祉課
電話 058-392-1111 内線 2515
メール fukushi@city.hashima.lg.jp